

江別市水道事業給水条例及び江別市公共下水道条例の一部改正について

1 概要

消費税法の改正により、平成31年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、条例の一部を改正するもの。

2 改正する条例

- ・ 江別市水道事業給水条例
- ・ 江別市公共下水道条例

現行	改正後
100分の108	100分の110

3 改正後の影響額

- ・ 家事用1か月当たり

	水量	現行 (8%)	改正後 (10%)	差
水道	8 m ³	1,134円	1,155円	21円
	15 m ³	2,532円	2,579円	47円
	20 m ³	3,531円	3,597円	66円
下水道	8 m ³	874円	891円	17円
	15 m ³	1,706円	1,738円	32円
	20 m ³	2,300円	2,343円	43円
合計	8 m ³	2,008円	2,046円	38円
	15 m ³	4,238円	4,317円	79円
	20 m ³	5,831円	5,940円	109円

4 施行日

- ・ 平成31年10月1日